

健康食品等のネット通販で「お試し」のつもりが「定期購入」に

Q インターネットの広告を見て、500円の健康食品を「お試し」のつもりで申し込んだ。しかし注文していないのに2回目の商品が届き、4回の定期購入契約であったと初めて知った。「最初に届いたサプリメントを飲んだら全身に湿疹ができたのでやめたい」と伝えたところ、「1回分の通常価格は8,500円。届いた2回分の通常価格は合計17,000円である。既に支払った500円の差額16,500円を追加で払えば、解約に応じる」と言われた。定期購入だとわからなかったのに支払わなければいけないか。

A 通販サイトのホームページ等で「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、数か月の定期購入が条件となっている健康食品や化粧品の通信販売に関する相談が多く寄せられています。定期購入が条件であることや支払い総額が表示されていないなど、契約内容が分かりにくいホームページが多くみられます。

注文する前に、

※「定期購入が条件ではないか」契約内容をしっかり確認しましょう。

最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておきましょう。

※「解約・返品できるか」など解約条件をしっかり確認しましょう。

インターネット通販はクーリング・オフ制度がなく、広告表示の解約条件に従うことになります。事業者は身体に合わないという解約・返品に応じるとは限りません。

※事業者に連絡をした記録を残しておきましょう。

電話がつかならず、解約の申請期間を過ぎてしまったというケースもみられます。電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。

また、商品の使用により体調を崩してしまった場合、すぐに商品の使用を中止し、それでも状態が改善しない時は速やかに医師の診断を受けましょう。消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ: 教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

人権それは愛

体験をして

みなさんは車いすに乗った人をよく見ますか？

私は、先週の日曜日母の車で習いごとに行く途中に車いすに乗った四十歳くらいの女の子の人に出会いました。

その人は、自動販売機の前で困っている様子でした。私は母に、「自動販売機の前で車いすの人がジュースを買おうとしているけどボタンに手がとどかないみたい。」と言いました。

すると母は、「じゃあ、行ってあげたら。」と私は言われて返事をしたと同時に体がすっと動いていました。

そして私は、車いすの人に、「大丈夫ですか？」と声をかけました。すると女の子の人が、「飲みたいジュースのボタンに手がとどかなくて困っていたの、ありがとう。」と私に言いました。それから私は声をかけてよかった。とうれしい気持ちで習いごとに行きました。

以前の私だったら、そんな事にも気付かず通り過ぎていってしまったと思います。ですが私は中学校でのある体験をきに今の私がいると思いました。それはスリーデーズといういろいろな職場から一つ選び三日間体験できるというものです。そこで私は、自分の考えていたような事ばかりでなくたくさんの体験をして車いすの大変さを知りこんな時どうすれば良いのかなどを教えてもらいました。たった三日間でもとても貴重な体験でした。

今ではたくさんの車いすの人のための新しいものが町や市に設置されていますが十分ではありません。

それではどうしたらよいのでしょうか。私は、私達が見て見ぬふりをしないで助けてあげられるのが一番だと思います。でもやはりはずかしいという気持ちがあるのであまり行動に出す人は少ないと思います。なので、スリーデーズのような貴重な体験が必要だと思います。私はこの貴重な体験で変わることができたのでぜひみなさんもこのような体験をしてもらいたいと思います。

人権作文集「こころ」より